

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	和光市 児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和光市長

公表日

令和8年2月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	児童手当法に規定する児童手当に関する認定請求、審査、手当額の改定、現況届、手当支給を行っている。その他必要な各種届出の提出を受け、受給者の管理を行っている。 なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、児童情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 81項 135項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106.107.160の号 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125.42.141.162の号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子どもあんしん部ネウボラ課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子どもあんしん部ネウボラ課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御 ・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセス制御 ・使用者は定期的に確認報告を受けている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	和光市役所保健福祉部子ども福祉課 子ども福祉課長 新坂 達也	和光市役所子どもあんしん部ネウボラ課 ネウボラ課長 鈴木 知子	事後	
平成29年6月14日	I-8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	和光市役所保健福祉部子ども福祉課 担当医 療担当	和光市役所子どもあんしん部ネウボラ課 担当 医療担当	事後	
平成30年5月31日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	ネウボラ課長 鈴木 知子	ネウボラ課長 結城 浩一郎	事後	
令和1年6月24日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	ネウボラ課長 結城 浩一郎	ネウボラ課長 斎藤 幸子	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	無	全項目	事後	評価書様式改正
令和2年11月11日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	ネウボラ課長 斎藤 幸子	課長	事後	
令和2年11月11日	II-1対象人数	2014/12/2時点	2020/10/1	事後	
令和2年11月11日	II-2取扱者	2014/12/2時点	2020/10/1	事後	
令和2年11月11日	I-4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条 別表第二 74・75項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 26・87項	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条 別表第二 74・75項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 26・87・106項	事後	
令和2年11月11日	II-3重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和3年9月1日	I-4法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条 別表第二 74・75項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 26・87項	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8項 別表第二 74・75項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8項 別表第二 26・87項	事後	番号法改正
令和5年10月18日	I-7請求先	和光市役所総務部情報推進課 情報統計担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9092	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085	事後	
令和5年10月18日	IIしきい値判断項目	令和2年10月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月18日	II-3重大事故	発生あり	発生なし	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、 第4号、第5号、第6号	番号法第9条第1項 別表 81項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令 第44条第1号、第 2号、第3号、第4号、第5号、第6号	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年4月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ る情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8項 別表第二 74・75項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8項 別表第二 26・87項	<情報照会にかかる法令根拠>番号法第19条 第8号に基づく主務省令第2条の表106.107の 号 <情報提供にかかる法令根拠>番号法第19条 第8号に基づく主務省令第2条の表 125.42.141.162の号	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年4月24日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録業務に係る横断的なガイドラインを遵守して いる。また、人手が介在する局面ごとに、人為 的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のよ うな対策を講じている。 ・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は 複数人によるダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚 等に保管することを徹底している。 ・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ 研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施 し、知識の定着と意識啓発を図っている。	事後	新様式対応
令和7年4月24日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策 十分である ・端末の起動において、生体認証により権限の ない者の端末利用制御 ・業務システムにはICカードによるアクセス制御 により対象業務メニューへのアクセス制御 ・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受 けている	事後	新様式対応
令和7年4月24日	II しいき値判断項目	令和5年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御 ・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御 ・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている 	<ul style="list-style-type: none"> ・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御 ・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセス制御 ・使用者は定期的に確認報告を受けている 	事前	標準化対応
令和8年2月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 81項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	番号法第9条第1項 別表 81項 135項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 第74条	事後	
令和8年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106.107の号 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125.42.141.162の号 	<ul style="list-style-type: none"> <情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106.107.160の号 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125.42.141.162の号 	事後	